

令和2年4月8日
立川市子ども家庭部保育課

保護者の皆様へ

緊急事態宣言等の発令に伴う市内保育施設の対応及び家庭保育への協力について
(令和2年4月8日現在)

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者が急増している現状を踏まえ、令和2年4月7日、政府より、『緊急事態宣言』が発令され、感染拡大防止に向けた取り組みが示され、今後、東京都知事からも、感染拡大防止への協力要請がされるところであります。

本市としては、緊急事態宣言の発令下においても、保護者の就労等により、家に1人であることができない年齢の子どもが保育施設を利用するといった保育の必要性に鑑み、原則、開園とさせていただきます。

ただし、感染拡大防止といった観点に加え、緊急事態宣言等発令の影響で、従事保育士の不足等、継続的な保育運営の維持に支障をきたすことも想定されることから、発令期間である5月6日までの間、登園自粛を強く要請させていただきます。

保護者の皆様におかれましては、園児や保護者の皆様の健康を最優先し、感染拡大を防ぐための措置として、引き続き、家庭保育へのご協力をお願いいたします。

なお、東京都知事の要請や感染拡大の程度によっては、これらの措置を変更する場合がありますので、ご留意願います。